

多古町さくらねこ無料不妊手術チケット交付実施要領

制定 令和6年12月9日

(目的)

第1条 この要領は、町内に生息する飼い主のいない猫にTNR活動を実施する者に対し、公益財団法人どうぶつ基金（以下「基金」という。）が実施するさくらねこ無料不妊手術事業において行政枠として提供されるさくらねこ無料不妊手術チケット（以下「チケット」という。）を交付するに当たり、基金が定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 町内に生息する所有者のいない猫をいう。
- (2) 不妊手術 雌の卵巣若しくは卵巣及び子宮を摘出する手術（妊娠時の墮胎手術を含む。）又は雄の精巣を摘出する手術であって、手術済の目印として、雌の左耳又は雄は右耳の先端をV字にカットするものをいう。
- (3) 協力病院 基金が実施するさくらねこ無料不妊手術事業に賛同し、基金の審査を経た病院をいう。
- (4) TNR活動 飼い主のいない猫を捕獲（Trap）し、不妊手術(Neuter)を行い、元の場所に戻す（Return）活動をいう。

(交付対象者)

第3条 チケットは、町内に住所を有し、飼い主のいない猫に不妊手術を受けさせる者に対して交付するものとする。

(交付申請等)

第4条 チケットの交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、多古町さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書（別記第1号様式）に、交付を希望するチケットの枚数、不妊手術の施術を希望する協力病院その他必要事項を記載して町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定に基づく申請があったときは、申請者の当該年度におけるチケットの申請、実績状況等により、チケットの交付の可否並びにチケットの交付枚数及び不妊去勢手術の施術を実施する協力病院を決定し、多古町さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定（却下）通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。この場合において、申請者から不妊手術の施術を希望する協力病院の申出がないときは、町長が協力病院を決定するものとする。
- 3 町長は、前項の規定によりチケットの交付の決定を受けた者（以下「決定を受けた者」という。）に対し、愛護する飼い主のいない猫の頭数等を確認することができる。

(不妊手術の実施等)

第5条 決定を受けた者は、当該決定を受けたチケットの有効期間内に、協力病院において、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を受けさせるものとする。

2 決定を受けた者は、前項の規定による不妊手術が完了したときは、速やかに多古町さくらねこ無料不妊手術チケット使用実績報告書(別記第3号様式)に次に掲げる書類を添付して町長に提出し、当該不妊手術が完了した飼い主のいない猫を遅滞なく捕獲した場所に戻さなければならない。

(1) 飼い主のいない猫の捕獲・解放現場の写真

(2) 不妊手術を受ける前後の猫の全身写真(耳先のV字カットが分かるもの)

(3) その他町長が必要と認める書類

3 決定を受けた者は、当該決定を受けたチケットの有効期間内に当該チケットを使用することができなかった場合は、理由を付して当該未使用のチケットを町長に返却しなければならない。

(取消し等)

第6条 町長は、偽りその他不正の手段によりチケットの交付を受けた者がいるときは、当該交付の決定を取り消し、その者から交付したチケットの全部又は一部を返還させることができる。

(不妊手術に係る責任)

第7条 第5条第1項の規定による飼い主のいない猫に対する不妊手術に関連して生じた事故についての責任は、決定を受けた者が負い、町は一切の責任を負わない。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要領は、令和7年1月6日から施行する。